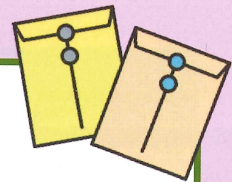


申請方法



原則として、肥料を購入した店舗での申し込みとなりますので、購入した店舗にお問い合わせください。

申請期限は県や市町村、農協、肥料販売店にお問い合わせください。

留意事項

- ・令和4年6月以前に注文、購入した肥料は対象となりません。
- ・肥料以外の資材(農薬やビニールなど)は対象となりません。
- ・「令和4年度又は令和5年度の取組」として○や◎をつけた化学肥料低減の取組は、後日、取組状況を確認いたします。取り組んだことの根拠となる書類は必ず5年間の保管をお願いします。

スケジュール

令和4年10月下旬頃～	農業者から販売店等への申請受付(秋肥分)
令和4年12月下旬頃～	販売店から農業者へ支援金の振込(秋肥分)
令和5年2月頃～	農業者から販売店等への申請受付(春肥分) 農業者の化学肥料低減の取組状況確認①
令和5年4月頃～	販売店から農業者へ支援金の振込(春肥分)
令和6年度中	農業者の化学肥料低減の取組状況確認②

具体的な時期については県や県農業再生協議会ホームページで公表します

Q&A

問 い



答 え



①

化学肥料が足りなくなるということを聞いたのですが。

- ・ 肥料メーカーや輸入事業者の皆様のご努力により当面 **必要な肥料原料は確保**されています。
- ・ 今後も、調達状況を注視して、肥料の安定供給に取り組んでまいります。